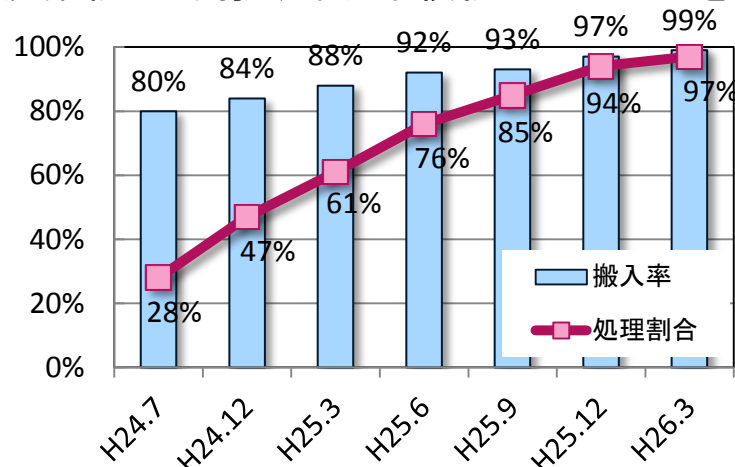


東日本大震災における災害廃棄物処理について(概要)

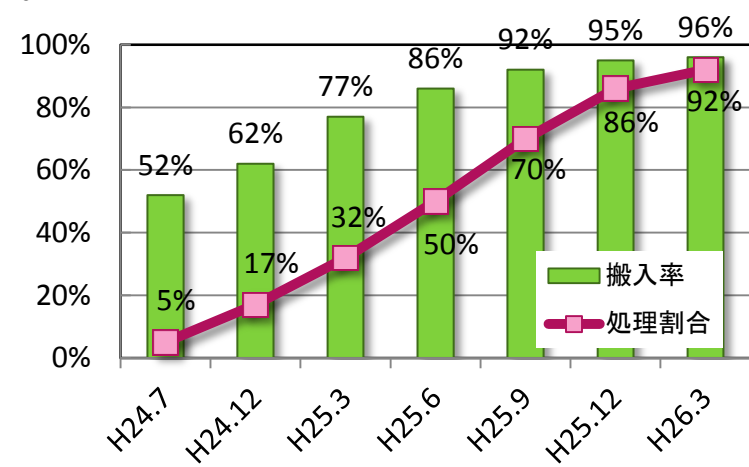
H26.4.25環境省

全体(13道県)での処理状況(平成26年3月末現在)

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県239市町村において災害廃棄物約2千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 目標期日(平成26年3月末)までに、岩手県・宮城県を含む12道県、231市町村において、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。(福島県の一部地域(8市町村)においては、継続して処理を実施中。)
- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。



(a) 災害廃棄物の搬入率、処理割合の推移



(b) 津波堆積物の搬入率、処理割合の推移

災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(13道県)

	都道府県数	市町村数	災害廃棄物等 推計量 (千トン)	処理完了 市町村数	処理量(千トン)			
					再生 利用	焼却	埋立	合計
災害 廃棄物	13	239	20,188	231 (97%)	16,062 [82%]	2,384 [12%]	1,232 [6%]	19,679 (97%)
津波 堆積物	6	36	11,016	32 (89%)	9,990 [99%]	—	114 [1%]	10,104 (92%)

注1: 処理完了市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ災害廃棄物等発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。

注2: 処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

13道県の災害廃棄物の種類別の内訳

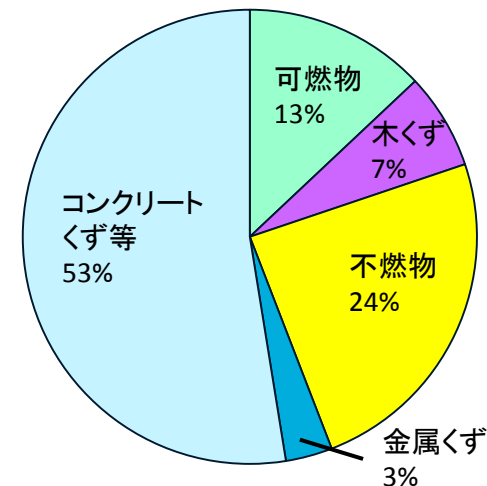
- 重量ベースでは、可燃系廃棄物が約2割、不燃系廃棄物が約8割。
- コンクリートくずが最も多く全体の半分強を占める。

可燃系廃棄物		不燃系廃棄物		
3,901 (約20%)		15,778 (約80%)		
可燃物	木くず	不燃物※1	金属くず	コンクリートくず等※2
2,554 (13%)	1,346 (7%)	4,783 (24%)	654 (3%)	10,340 (53%)

※1 漁網は不燃物に計上。

※2 コンクリートくず等にはアスファルトくず、瓦くずを含む。

単位：千トン



災害廃棄物の種類

13道県の災害廃棄物の処理の内訳

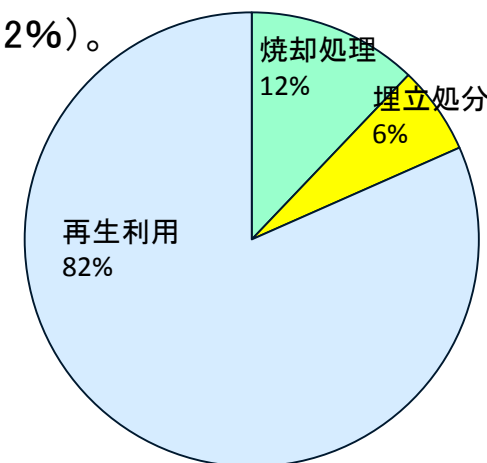
- 災害廃棄物全体の8割強を再生利用。
- 可燃系廃棄物のうち、焼却処理を行った割合は約62%（災害廃棄物全体の約12%）。
- 不燃物のうち、埋立処分を行った割合は約26%（災害廃棄物全体の約6%）。

焼却処理 (熱回収なし)	埋立処分	再生利用	セメント 原燃料※4	焼却処理 (熱回収あり)
2,384 (12%)	1,232 (6%)	16,062 (82%)	1,052 (5%)※3	228 (1%)※3

※3 処理全体に対するそれぞれの再生利用の割合。

※4 セメント原燃料の内訳は可燃物約231千トン、不燃物約821千トン。

単位：千トン



災害廃棄物の処理の内訳

3県沿岸市町村(岩手県・宮城県・福島県(避難区域を除く))での処理状況(平成26年3月末現在)

(1)災害廃棄物について

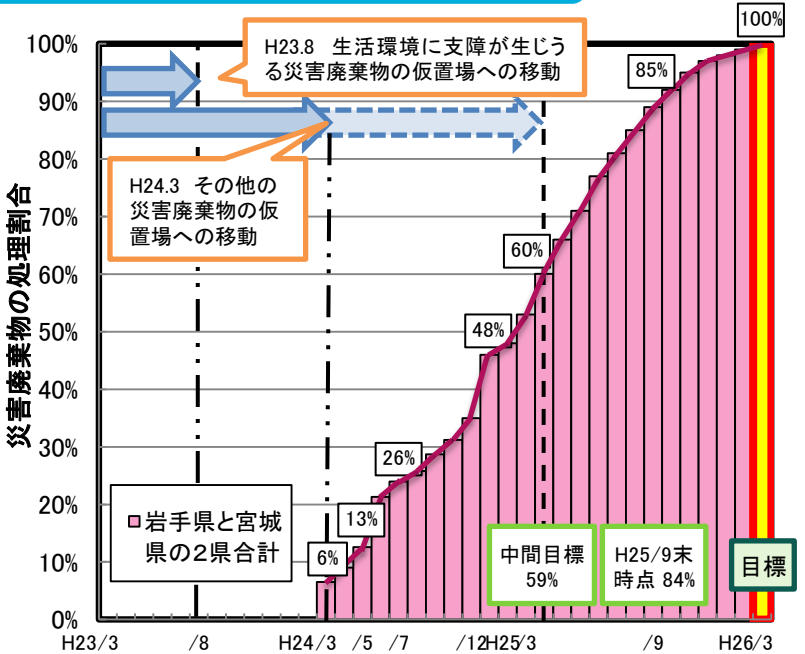
- 災害廃棄物の処理状況
岩手県:100%、宮城県:100%、福島県:74% (3県:97%)
- 3月末で岩手県と宮城県での処理が完了。
- 災害廃棄物の仮置場への搬入率は99%、32沿岸市町村のうち29市町村で搬入完了。仮置場の設置数は22箇所(福島県内のみ、最大時の7%)に減少。
- 福島県沿岸市町では、今後解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。

(2)津波堆積物について

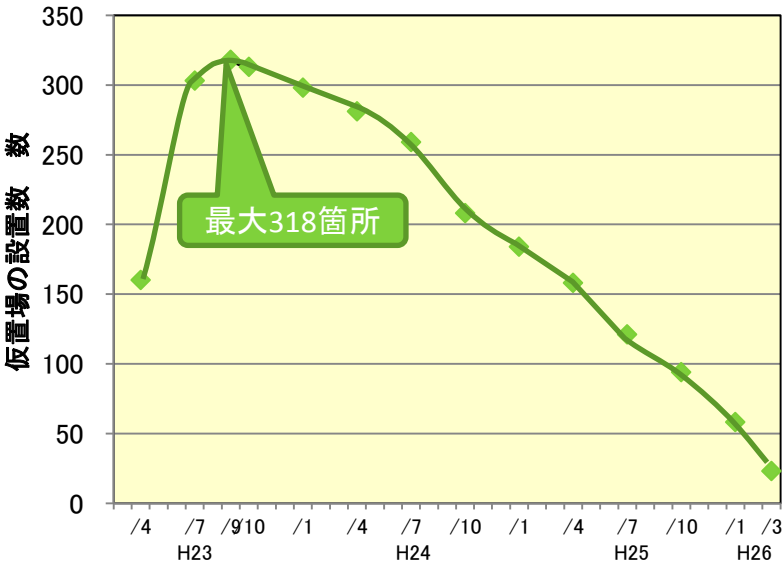
- 津波堆積物の処理状況
岩手県:100%、宮城県:100%、福島県:48% (3県:92%)
- 3月末で岩手県と宮城県の処理が完了。

3県沿岸市町村(岩手県・宮城県・福島県(避難区域を除く))の処理状況

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理		推計量(万t)	処理		
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)	
岩手県	584	423	423	100	161	161	100	0
宮城県	1,869	1,111	1,111	100	758	758	100	0
福島県	349	173	128	74	175	84	48	22
合計	2,802	1,707	1,662	97	1,095	1,004	92	22



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



3県沿岸市町村(避難区域を除く)での仮置場の設置数の推移

被災地における処理

- 岩手県と宮城県に設置した31基の仮設焼却炉(合計4,854トン/日)と22箇所の破砕・選別施設は処理を完了。仮設焼却炉では、約177万トンの可燃物の焼却を実施(2県で発生した可燃物の約75%に相当)。
- 福島県では残り1基の仮設焼却炉(2基は処理完了)、2箇所の破砕・選別施設が稼働中。

広域処理

- 広域処理量は、約62万トン(うち、民間での受入量は約46万トン)。1都1府16県92件で実施。
- 可燃物・木くず(焼却)の1割強(仮設焼却炉の立地制約の大きな岩手県では25%)、不燃混合物や漁具・漁網(埋立)の4割強の処理に貢献。

災害廃棄物処理に占める広域処理の割合

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	25%	8%	12%
不燃混合物等の埋立	57%	33%	43%



受入先自治体: 福岡県北九州市

広域処理事例: 宮城県石巻市川口町一次仮置場

再生利用

- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- 公共事業等(堤防復旧事業や海岸防災林復旧事業、石巻港港湾環境整備事業等)において、約1,339万トン(岩手県350万トン、宮城県905万トン、焼却灰の再生利用量は約42万トン。)を利用。
- 2県(広域処理分を含む)で合計102万トンの可燃物・不燃物をセメント原燃料として再生利用。

今後の方針

- 処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。
- これまで整理してきた進捗管理の情報を含め、東日本大震災の災害廃棄物処理によって得られた知見や経験について、体系的に整理して広く情報発信するとともに、今後の対策の検討に積極的な活用を図る。